

平成 19 年度違法伐採総合対策事業の実施概要

第 3 回違法伐採総合対策推進協議会証明方法部会提出資料

平成 20 年 3 月 12 日

1 合法木材供給体制の概況と事業概要

18 年度から木材業界が取り組んでいる合法木材供給の取組は、3 月 10 日現在 133 の認定団体が約 7,000 の事業体を合法木材供給事業者として認定しており(別添 1 参照)、すべての都道府県において合法木材が調達可能な状況になっている。最近公表された政府調達(別添 2 参照)の概要によると、政府調達窓口などへの PR・普及活動の重要な課題となっていること、供給側も迅速円滑な対応が必ずしもできていないことが明らかになっている。

2 年目を迎えた 19 年度違法伐採総合対策推進事業は、業界団体認定による供給システムの体制作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ることとした。

また、20 年 6 月の北海道洞爺湖サミットでは違法伐採問題が取り上げられる見通しにあることから、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に係る各国の取組状況を調査し、証明方法(ガイドライン)のあり方について検討を深めることとする。

2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および各県で実施している地域材(県産材)認定制度について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行った。県産材認定と合法木材供給体制が連携した事例が増えているが、調達サイドで発注元の指示の不徹底などの問題が指摘された。

海外事例調査として、18 年度の国際セミナー 2007 の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集することとし、ロシア(東シベリア地区)、中国、インドネシア、マレーシアで調査を行った。インドネシア・マレーシアの既存の合法性証明の評価や次のステップへの動きを明らかにすると共に、課題の大きなロシア・中国については今後の取組の可能性を明らかにした。なお、ロシアでは調査の過程でガイドライン普及のための小セミナーを実施した。

3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

18 年度の供給側アンケート調査を踏まえ、本年度は需要者側に対して調査を行うこととし、全国の政府調達窓口にするアンケート調査を行った。全国 1300 を超す政府調達窓口

への調査票の送付自体が合法木材調達の PR の意義を持つものであるが、結果は今後の普及活動の重要性を示唆するものであった。事業体調査・追跡調査の事例などは現在とりまとめ中である。

4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

(国内供給者への普及啓発)

国内の供給側に対しては、業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施し、4,100名を超える事業者研修に参加した。(別添3参照)

(需要者調達側への普及啓発)

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品事例紹介ホームページを作成、合法木材普及ポスターの作成通して、合法木材製品の普及を図った。(別添3参照)

(国際セミナーの開催)

産地国の供給サイドに対しては、違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京の「合法木材(Goho-wood)は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood 認証システムのネットワークを作ろう」の呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作るため、信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとした「違法伐採対策推進国際セミナー2007in 横浜」を開催した。(別添3参照)

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成 20 年 3 月 10 日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	19	1,347
地方団体	114	5,633
計	133	6,980

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月、林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

全国木材組合連合会
平成 20 年 3 月 4 日

違法伐採問題・グリーン購入法を巡る動き

1 古紙偽装問題を巡る状況（グリーン購入法と業界の取組の信頼性）

再生紙年賀状はがきの古紙配合率に端を発した古紙配合率偽装問題は、グリーン購入法の運営全般に関して波紋を広げている。

製紙連合会は 1 月に実態調査を行い、13 社が「グリーン購入法の基準や契約において古紙配合率が設定されている紙製品について、基準を満たさない製品を供給した」との結果を発表。1 月 31 日付で「お詫び声明」を発表（国内の間伐材利用の推進などの使途にあてるための基金造成など）。

環境省は来年度のグリーン購入基準の改訂に向けて、古紙の配合率を緩和（コピー用紙の古紙配合率を 100% から引き下げ、間伐材・端材により製造されたパルプあるいは、「環境に配慮された原料を使用したパルプ」を充当）を検討してきたが、閣議決定前に延期を決定（2 月 4 日）。

今後、グリーン購入法のチェック体制の見直し（罰則規定の導入などの意見もあり）について検討が行われる見通し。

2 政府調達の状況

18 年度の特定期調達品目調達実績の概要などのデータが公表され、全木連の検証調査が実施されているところ。

政府窓口などへの普及がまだまだ必要である状況が明らかになっている。他方で、「現状では現場において受発注者とも合法性の確認のとれた木質資材の調達に苦勞しているようであり、証明書の入手までに相当な時間も要している」との指摘もされている。

今後、グリーン購入法による調達の要請（中央と地方で）を引き続き行うとともに、「合法性を証明することが可能な事業者及びその証明が可能な製品の事例を紹介するシステムを充実させ調達者への積極的な情報提供を図る」（環境省特定調達品目調達実績の概要（考察））などの努力が必要。

平成18年度 特定調達品目調達実績の概要(紙・木質製品)【物品・役務分野】

分野	品目	単位	①特定調達物品等の調達量	②材料に紙、木質が含まれる場合で原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量	割合(②/①)	
紙類	フォーム用紙	kg	858,023	56,993	6.6%	
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	kg	30,693	3,727	12.1%	
	ジアソ感光紙	kg	3,021	204	6.8%	
	印刷用紙(カラー用紙を除く)	kg	1,891,433	200,728	10.6%	
	印刷用紙(カラー用紙)	kg	1,032,858	210,131	20.3%	
文具類	シャープペンシル	本	386,522	2,444	0.6%	
	ボールペン	本	2,015,620	76,784	3.8%	
	マーキングペン	本	1,550,748	16,043	1.0%	
	鉛筆	本	925,401	195,937	21.2%	
	スタンプ台	個	73,075	1,682	2.3%	
	朱肉	個	75,738	1,460	1.9%	
	印章セット	個	5,531	175	3.2%	
	印箱	個	6,302	199	3.2%	
	公印	個	3,895	296	7.6%	
	ゴム印	個	898,968	81,168	9.0%	
	回転ゴム印	個	47,613	2,414	5.1%	
	定規	個	60,902	1,371	2.3%	
	トレー	個	39,091	1,137	2.9%	
	消しゴム	個	464,463	20,910	4.5%	
	事務用修正具(テープ)	個	193,499	6,761	3.5%	
	クラフトテープ	個	176,859	28,273	16.0%	
	粘着テープ(布粘着)	個	341,265	81,508	23.9%	
	両面粘着紙テープ	個	99,680	12,053	12.1%	
	製本テープ	個	92,799	6,873	7.4%	
	ブックスタンド	個	25,942	770	3.0%	
	ペンスタンド	個	4,381	60	1.4%	
	クリップケース	個	9,983	1,066	10.7%	
	マグネット(玉)	個	93,029	1,182	1.3%	
	マグネット(バー)	個	60,145	1,420	2.4%	
	鉛筆削(手動)	個	36,020	24	0.1%	
	OAクリーナー(ウエットタイプ)	個	54,923	716	1.3%	
	OAクリーナー(液タイプ)	個	5,251	16	0.3%	
	レターケース	個	46,279	47	0.1%	
	メディアケース(FD・CD・MO用)	個	65,116	287	0.4%	
	マウスパッド	個	25,186	383	1.5%	
	丸刃式紙裁断機	台	559	1	0.2%	
	絵筆	個	15,803	1,302	8.2%	
	絵の具	個	15,750	431	2.7%	
	ファイル	冊	8,549,067	836,923	9.8%	
	バインダー	冊	603,256	25,452	4.2%	
	ファイリング用品	個	1,660,356	100,990	6.1%	
	アルバム	個	50,944	3,035	6.0%	
	つづりひも	個	1,369,855	60,415	4.4%	
	事務用封筒(紙製)	枚	143,209,355	11,983,551	8.4%	
	窓付き封筒(紙製)	枚	123,956,533	790,742	0.6%	
	けい紙・起案用紙	個	1,159,772	131,740	11.4%	
	ノート	冊	310,405	69,009	22.2%	
	タックラベル	個	390,632	68,084	17.4%	
	インデックス	個	608,011	47,225	7.8%	
	パンチラベル	個	291,290	5,976	2.1%	
	付箋紙	個	1,304,663	216,941	16.6%	
	黒板拭き	個	3,310	6	0.2%	
ホワイトボード用イレーザー	個	9,284	240	2.6%		
額縁	個	17,096	3,469	20.3%		
ごみ箱	個	21,875	593	2.7%		
リサイクルボックス	個	32,143	1,177	3.7%		
缶・ボトルつぶし機(手動)	個	615	5	0.8%		
名札(机上用)	個	23,210	642	2.8%		
鍵かけ	個	33,401	100	0.3%		
オフィス家具等	いす	脚	79,909	3,506	4.4%	
	机	台	47,311	1,819	3.8%	
	棚	連	18,229	812	4.5%	
	収納用什器(棚以外)	台	35,413	473	1.3%	
	ローパーティション	台	15,726	915	5.8%	
	コートハンガー	台	6,031	83	1.4%	
	傘立て	台	1,004	20	2.0%	
	掲示板	個	2,638	189	7.2%	
	黒板	個	405	15	3.7%	
	ホワイトボード	個	6,059	122	2.0%	
	インテリア・寝装寝具	購入	台	714	28	3.9%
		ベッドフレーム	台	10	10	100.0%
リース・レンタル(新規)		台	1,002	0	0.0%	
	リース・レンタル(継続)	台				

《考 察》

【物品・役務分野】

(1) 実績データについて

- 平成 18 年 4 月 1 日以降に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結しているものが合法性証明の対象となっており、例えばオフィス家具等、木質原料を使用する製品において仕入先と長期契約を結んでいる場合は適用外となっている。
- 物品調達において、合法性に係る証明書の発行が開始されたのは平成 18 年 10 月以降の調達分からである。このため、今回の合法性が証明された物品等の調達量は、概ね下半期分の調達に集中している。
- 合法性の確認実績については、紙が主体の製品については、概ね 10～20%、木材が原料として含まれる製品については、数%程度である(上記一覧表参照)。
- 上記で示したとおり、合法性が証明された物品の調達率が全体的に低い数値を示しているが、以下の点に留意する必要がある。
 - ・ 紙類の実績数値については、合法性の証明を必要としない(例えば、古紙配合率 100%の印刷用紙等) 製品の調達量も母数に含まれており、国等の機関においては、そのような製品の調達を行っている場合も多い。
 - ・ 文具類やオフィス家具等については、素材別に集計を行うことが困難であるとの理由から、主要材料が紙・木質以外の物品等、合法性の確認が必要ないものも特定調達物品等の調達量に含まれている。

(2) 市場における状況

〈紙及び紙製品〉

日本製紙連合会が早期から違法伐採対策の行動指針に基づき自主的に取組を行ってきたこともあり、既に 13 社(用紙を供給している主要製紙メーカーの全て)が原料調達方針と合法証明システムを作成、公表しており、供給を行う全ての紙について、合法性の確認の取れた原料に転換している。

製紙業界において違法伐採対策に取り組む体制が概ね整備されていることから、紙製品についてもトレーサビリティを確保する体制が整いつつある状況であり、今後も継続した取組が期待される。

〈木材製品〉

オフィス家具等については、日本オフィス家具協会(以下、「JOIFA」という。)が林野庁のガイドラインに基づく業界団体による事業者認定制度を創設する等の取組を進めているところである。

今回、業界等へのヒアリングを実施したところ、平成 18 年 10 月 1 日より、原材料の供給事業者等からの合法性証明が取れる体制を整えるとともに、樹種選定リストを作成し、リスクの高い樹種の排除を行っている。また、JOIFA 会員のうち、半数程度が前述の事業者認定を受けており、証明書の発行は円滑に行われ供給は問題なく進んでいる状況である。

ただし、オフィス家具等については最終製品になるまでの加工工程が長く、合法性が証明された木材を使用した製品が市場に出るまでに時間を要する場合も多いことから、

今後は証明書の迅速な発行が可能となるようトレーサビリティの確保が充実され、サプライチェーン全体に展開されていくことが期待される。

平成18年度特定調達品目（木質資材）調達実績の概要【公共工事分野】

品目分類	品目名	単位	①特定調達物品等	②原料となる原木の 合法性が証明された 物品等の調達量	割合 (②/①)
製材等	製材	m3	3,528	2,194	62.2%
	集成材	m3	819	471	57.5%
	合板	m2	102,378	59,018	57.6%
		m3	252	73	28.9%
	単板積層材	m3	353	10	2.9%
再生木質ボード	パーティクルボード	m2	18,182	12,016	66.1%
	繊維板	m2	2,085	920	44.1%
	木質系セメント板	m2	5,465	2,646	48.4%

《考 察》

【公共工事分野】

(1) 実績データについて

☐公共工事では工事の契約から資材の調達までに一定の期間を要することから、調達実績データの取り方は物品・役務分野と異なっている（公共工事の集計の対象は、平成18年度に締結した契約（複数年にわたる契約を含む。）により納入された特定調達物品等及び原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量となっており、過年度に契約した工事に係る物品等は含まない。）。

☐公共工事分野における木質資材については、間伐材を指定している小径丸太材を除き、基本的に合法性の確認を行いながら調達を行っており、特定調達物品等のうち、概ね半数以上において原料となる原木の合法性の証明がなされている(上記一覧表参照)。

☐物品・役務分野と比べると、合法性が証明された物品等の調達率は高い状況にあるが、理由としては最終製品となるまでの加工工程が少ないことが考えられる。しかし、現状では、現場において受発注者とも、合法性の確認のとれた木質資材の調達に苦労しているようであり、証明書の入手までに相当な時間も要している。

(2) 市場における状況

☐全国木材連合会は、林野庁ガイドラインに基づく業界団体による合法木材供給事業者の認定に取り組んでおり、合法木材供給事業者を認定している森林・木材団体は、中央団体で19団体、各都道府県で最低1つの団体が認定を行う体制となっている（平成19年3月現在。認定された事業者は、約4900事業者）。

☐同連合会が設置した違法伐採総合対策推進協議会においては、平成18年度に業界団体認定による供給システムがある程度整ったことから、19年度は供給側に対し合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図るとともに、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を呼びかけている。

☐また、同協議会では平成19年10月より木材・木材製品や建築材料の伐採時点における合法性を証明することが可能な事業者及びその証明が可能な製品の事例を需要者・調達者・消費者に紹介するシステムをホームページ上に開設している。今後はこのようなシステムを充実させ、調達者への積極的な情報提供を図ることにより、合法木材・木材製品の供給と調達が円滑化されることが期待される。

☐業界団体では、上記のとおり合法木材の供給に係る取組を推進しているが、平成18年度においては流通原料の証明済み木材の量が少なく、原料確保が難しい。

- ㊦ 公共工事の発注者から証明書を請求しても提出までに相当の期間を要するなど、工事工程上の負担が大きく、現場において受発注者とも、合法性の確認を取ることに多大な労力を要する状況にあるため、今後はトレーサビリティの充実を図っていくことが必要である。
- ㊦ 一定量の証明書付き木材が供給され、選択制が担保されなければ、民間工事等で工期設定が厳しい場合には、利用される可能性が低くなるものと想定される。

平成 20 年 3 月 12 日

平成19年度合法性・持続可能性証明システム 普及事業の実行結果について

合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため、木材製品等の供給に係る国内の業界団体及び事業者（森林所有者を含む）及び木材製品等の利用に係る行政機関、業界団体及び事業者、消費者団体、並びに海外の木材輸出関係者等幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行った。

1. 国内の供給者への普及啓発

(1) 研修会の開催

業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施した。

平成 19 年 6 月 6,7 日 認定団体の責任者を対象に合法木材供給事業者認定団体研修（東京：全国木材組合連合会主催）実施、受講者 112 団体（うち認定団体 106 団体）、127 名が受講し、認定団体の 8 割余の団体が受講した。

また、認定事業者の分別管理者・文書管理者を対象とした合法木材供給事業者研修は平成 19 年 6 月～20 年 3 月に中央及び都道府県の認定団体が実施した。研修実施団体は 90 団体、研修回数は 185 回、約 4,100 名が受講した。（現時点の報告数）

研修名	開催時期	主催	研修実行状況
① 合法木材供給事業者認定団体研修	平成 19 年 6 月 (場所：東京)	全木連	受講者 112 団体 (うち認定団体 106) 受講証明書発給者 127 名
② 合法木材供給事業者研修	平成 19 年 6 月 ～20 年 2 月 (場所：都道府 県)	認定団体 (中央団体及 び地方団 体)	実行団体 90 団体（予定 含む）、延べ 185 回 受講者約 4,100 名 受講証明書発給者約 2,500 名 (現時点の報告数)

(2) 事業者研修用テキスト等の作成・配布

実効性のある実施ができるよう、事業者研修用のテキスト及び副資料「違法伐採問題に関する資料」を各々8千部作成し認定団体、認定事業体に配布した。

また、事業者研修用のテキストをパワーポインデータとしたCDを100部作成し、研修実施主体となる認定団体に配布した。

2. 需要・調達側への普及啓発

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの制定などを通して、合法木材製品の普及を図った。

(1) パンフレットの作成・配布

- ① 政府出先機関、地方自治体、企業の調達担当者、一般消費者向けパンフレット（「合法木材は地球を守る第一歩」に合法木材推進マークを掲載）を90千部作成し、認定団体、認定事業体に配布し、政府出先機関、地方自治体等に対して合法木材PR用ポスターの配布と併せた普及活動を実施した。
- ② 認定事業者に対し、合法木材製品紹介用ページへの掲載を案内するパンフレット9千部作成・配布した。

(2) ポスターの作成

違法伐採対策の重要性をPRし、合法木材・木材製品の普及及び購入を推進するためのポスターを15千部作成し、認定団体より認定された事業者、政府出先機関（官公庁出先機関）、地方自治体（都道府県、市町村）、土木、建設会社等企業、流通業者等に配布し掲示を依頼するなど普及活動を実施した。

(3) 合法木材ナビ上に「合法木材製品事例紹介ページ」の開設

合法木材製品供給事業者が需要調達者、消費者に対し、合法性の証明された木材の入手先情報を提供し、同製品の直接PRをするために、合法木材ナビ上に合法木材製品紹介用ページを開設した。

現在（平成20年3月11日）登録仮申請者59社、登録承認済み8社、承認手続中14社

(4) 商品フェアでの展示

昨年に引き続きDIY展、エコプロダクツ展など建材・環境製品等の商品フェアの場で、合法性等証明システムの内容と合法木材製品等の利用促進に向けた展示を行った。

① 8月24～26日 DIY ホームセンターショウ

（幕張メッセ：社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会主催）

ブースの出展（パネル、合法木材製品の展示、アンケート等の実施）

② 12月13～15日 エコプロダクツ2007展

（東京ビックサイト：（社）産業環境管理団体、日本経済新聞社主催）

ブース出展（パネル展示、合法木材製品、映像放映、アンケート、合法木材PR用ポスターのデザイン選考の一環としてコンテスト実施）

(5) 新聞等に広告

合法木材の供給及び利用の促進を図るため、木材業界紙等に研修会の開催、合法木材製品ページへの掲載募集等についての広告を掲載し、業界団体及び事業者、消費者等に対して普及・啓発活動を行った。（広告掲載7月～2月7回掲載）

(6) 合法木材推進マークの制定

合法木材を証明する取組を普及するため合法木材マークを作成し①合法木材の証明システム及び合法木材・同製品のPR、②合法木材・同製品の供給事業者の表示に使用することとした。

（商標権を有する全国木材組合連合会との覚書締結認定団体数41、合法木材推進マーク使用承認数30）

合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示への使用については別途検討することとした。

3. 国際セミナーの開催

信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとし第2回国際セミナーである「違法伐採総合対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜 2007 -信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて-」を12月3,4日にパシフィコ横浜で開催した。

フィンランド、米国、カナダ、インドネシア、マレーシア、中国、英国などの木材貿易関係者、国際林業研究センターの研究者などの海外からのゲストを含めて、内外から200名が参加し、熱心な討議が行われた。